

# 性犯罪めぐり有識者議論

法務省の有識者会議「性犯罪の罰則に関する検討会」の議論が続いている。強姦罪の法定刑を「懲役三年以上」から引き上げるのか、親告罪の対象から外すのか。一方で、刑法改正にとどまらず、被害者の支援体制強化や、犯罪自体をどう減らすかなど、性犯罪をめぐる社会の仕組みの見直しを求める声も上がる。

# 嚴罰化

検討会は昨年十月三十一日の初会合を含め、これまでに八回の会合を開いた。松島みどり前法相が罪の軽さを指摘するなどして注目を集めた強姦罪の法定刑の扱いについては、賛否が分かれる。

贊

## 人間の尊厳侵害

人」といえる犯罪だ。（徵役五年以上の）強盜罪と同様かそれ以上の法定刑に引き上げを」と訴えた。検討会委員の弁護士も「強姦罪は人間の尊厳そのものを侵害する」などと罰則の強化を主張する。

「これに對し、犯罪心理学が専門の大学教授は、意見聴取で「量刑を長くする」と、かえって社会参加や再犯防止が困難になる」と指摘した。加害者の弁護に携わってきた検討会委員も、「加害者を社会から排除する議論に結び付きやすい」と慎重論を展開する。

(篠ヶ瀬祐司)

否

強姦や強制わいせつ事件を、被害者の告訴がなければ起訴できない「親告罪」の対象から外すべきなのか。強姦罪成立に必要とする被害者が抵抗できなくなる程度の「暴行または脅迫」の要件を緩和するのかについても、考えが割れる。

師は意見聴取で、加害者の治療の必要性を強調した。「多くの性犯罪者には性嗜好障害やパーソナリティー（人格）障害などがある。そうした人たちにとっては、法定刑が重くなつても抑止力や再犯防止になりない」と説く。

性犯罪の厳罰化の必要性などを議論する法務省の有識者検討会の初会合=昨年10月、東京・霞が関で

「法」制定を目指す  
集会を呼びかけた。暴力禁止法をつくり、  
ワーカーの権利を守るために、  
代表は「『禁  
暴力が重大な問題  
を社会に広めると  
被害者が安心で  
られる環境づくり  
る」と語った。

斯とするための「認知行動療法」や薬による男性ホルモン抑制などの治療を行っているが、これらは保険適用外だ。「医療のあり方を含め、社会が性犯罪とどう取り組むかの視点が必要だ」性犯罪被害者や市民団体らは十九日、参院議員会館で集会を開き、性犯罪の法定刑見直しなどに加え、被害者支援の包括的な法律の必要性を訴えた。心身ケアを一力所で受けられる支援センターの全国設置や、性犯罪の予防教育を徹底させ根拠となる「性暴力禁止法」制定を目指す。集会を呼び掛けた「性暴力禁止法」をつくるネットワーク」の周藤田美子共同代表は、「『禁止法』で、性暴力が重大な罪だと認識を社会に広めたい。それが被害者が安心して声を上げられる環境づくりにつながる」と語った。